

入札説明書

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
7五振空第36号 福江空港照明施設維持管理業務委託
- (2) 業務の仕様等
別添「福江空港照明施設維持管理業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
五島市上大津町（福江空港照明施設）

2 予定表

告示日・公告日	令和8年3月3日	
入札参加資格審査申請期間	令和8年3月3日 ~ 令和8年3月11日 (午後5時)	
質問	提出期間	令和8年3月3日 ~ 令和8年3月11日 (午後5時)
	回答期限	令和8年3月13日
入札保証金納付申請書の提出期限	令和8年3月17日 (13:00)	
入札保証金免除申出書の提出期限	令和8年3月17日 (15:00)	
入札保証金納入届出書の提出期限	令和8年3月19日 (9:30)	
入札の日時	令和8年3月19日 (10:00)	

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書（別紙1）」にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（名称）長崎県五島振興局管理部総務課（経理班）

（FAX） 0959-74-1822

（提出期限）令和8年3月11日午後5時

※ 回答については令和8年3月13日までに個別事項は当該者にFAXにて、全参加者に関する事項は、長崎県五島振興局入札情報への掲載にて回答します。

4 入札保証金

(1) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を令和8年3月17日13時までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する）。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

- 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、令和5年4月1日から入札日の前日までに締結した契約書の写しとする。

また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

(3) 納付の方法

- 「入札保証金納付申出書（別紙2）」を令和8年3月17日13時までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
- 金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙3）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和8年3月17日13時までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

(4) 注意事項

- 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。
- 入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札の日から起算して7日目とすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと1,100,000円となるため、入札保証金は50,000円以上ではなく55,000円以上となるので注意すること。入札保証金が50,000円の場合は、909,091円までしか入札できず、1,000,000円の入札は無効となる。
- 入札保証金の免除手続き書類は、令和8年3月17日15時までに「入札保証金免除申請書（別紙4）」を提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

5 契約保証金

(1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(2) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、同種同規模の契約を2回以上履行完了し、その履行を証明するものを2件以上提出したとき。

なお、履行を証明するものとは、令和5年4月1日から入札日の前日までに締結した契約書の写し及び発注者の履行証明書（別紙5）等とする。

また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

- ア 3,000万円以上
- イ 3,000万円未満1,000万円以上
- ウ 1,000万円未満

6 契約書の作成等

(1) 落札通知を受けた日から5日以内（初日含み県の休日を含まない。）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

(2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。